

## 1 2月3日付け要請・質問書への回答について

平成25年12月3日に提出のあった要請・質問書について、以下のとおり回答します。

(回答)

団体様からの要請等にあたっては、意見交換のご要望があった場合、日程等について調整をさせていただいた上で日時や人数の調整が整う場合には、会議室を準備するなどして対応しております。(ただし、県議会期間中などは議会対応を優先させるため、原則、対応はお断りさせていただき文書での提出か日程の再調整をお願いしております。)

しかしながら、平成23年以降、一方的な日時指定や人数指定、約束時間の大幅超過、県の職員が会議室から退出することの妨害や一部の参加者から威圧的な発言があるなど、他の業務への支障が生じるだけでなく来庁者に対しても迷惑がかかるケースが生じました。

このため、このような場合には、要請や質問は文書で提出いただき、後日文書で回答することとしたところであり、今回の要請についてもお電話でその旨をお伝えし、お願いをさせていただいたところです。